

●香川県公安委員会告示第3号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項に規定する交通誘導警備業務で、香川県公安委員会が必要と認めるものを次のとおり定め、平成27年7月1日から施行する。

なお、平成18年香川県公安委員会告示第9号（香川県公安委員会が認める交通誘導警備業務）は、平成27年6月30日限り廃止する。

平成27年4月7日

香川県公安委員会委員長 横井久子

次に掲げる路線において行う交通誘導警備業務（(1)から(9)までに掲げる路線については、香川県の区域内で行うものに限る。）

- (1) 一般国道11号
- (2) 一般国道30号
- (3) 一般国道32号
- (4) 一般国道193号
- (5) 一般国道318号
- (6) 一般国道319号
- (7) 一般国道377号
- (8) 一般国道436号
- (9) 一般国道438号
- (10) 主要地方道志度山川線（県道3号）
- (11) 主要地方道丸亀三好線（県道4号）
- (12) 主要地方道観音寺池田線（県道5号）
- (13) 主要地方道高松長尾大内線（県道10号）
- (14) 主要地方道三木綾川線（県道13号）
- (15) 主要地方道丸亀詫間豊浜線（県道21号）
- (16) 主要地方道善通寺大野原線（県道24号）
- (17) 主要地方道塩江屋島西線（県道30号）
- (18) 主要地方道高松善通寺線（県道33号）
- (19) 高松市寿町1丁目3番6地先を起点とし、観音寺市豊浜町姫浜905番1地先を終点とする別図で表示する路線（通称さぬき浜街道）（(15)と重複する部分を除く。）

（「別図」は、省略し、その図面を香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供する。）